

お子さんが豊かな学校生活を送るために

就学相談

障害のある子どもの状態や程度に応じた適切な就学先を決めるために、保護者が就学相談専門員と行う相談です。就学相談は保護者からの申し込みで始まり、保護者の意向を伺いながら相談をすすめていきます。下記、問合せ先で申し込みの受付を行っています。

特別支援学級（設置校は以下のとおりです）

- 特別支援学級では、一人ひとりの障害の状況や特性などに応じた教育を行っています。
- ・「固定学級」とは、毎日通って学習する学籍のある学級です。行事などを通じて通常の学級の子もたちとの交流及び共同学習を行っています。
 - ・「通級指導学級」とは、地域の学校（在籍校）で勉強しながら、決められた日時に通う学級です。在籍校と連携をとりながら、その子どもの状況や課題に応じて、個別または小グループで指導しています。

特別支援教室（全ての区立小学校に設置されています）

巡回指導拠点校の教員が、児童の在籍校を巡回し、各小学校に設置された特別支援教室で指導を行います。

区立小・中学校の特別支援学級等

《固定学級》

対 象	設 置 校	学 級 名	所 在 地	学校電話番号
知的 障 害	新井小学校	こだま学級	新井4-19-1	3389-2311
	江原小学校	わかば学級	江原町1-39-1	3951-5880
	西中野小学校	しらさぎ学級	白鷺3-9-2	3330-3125
	みなみの小学校	神明学級	南台4-4-1	3381-7250
	美鳩小学校	あおぞら学級	若宮3-53-16	3330-1425
	中野第一小学校	ひまわり学級	弥生町1-25-1	3372-2326
	第二中学校	I組	本町5-25-1	3382-7151
	第四中学校	四葉学級	若宮1-1-18	3330-5325
	第七中学校	D組	江古田2-9-11	3389-4171

《通級指導学級》

対 象	設 置 校	学 級 名	所 在 地	学校電話番号
難聴	桃花小学校	きこえとことばの教室	中央5-43-1	3381-7251
言語障害	桃花小学校	きこえとことばの教室	中央5-43-1	3381-7251
情緒障害等	中野中学校	通級指導学級	中野4-12-3	3389-1471

《特別支援教室》対象：情緒障害等

巡回指導拠点校	中野本郷小学校	塔山小学校	上高田小学校	鷺宮小学校
巡回校	南台小学校 みなみの小学校 中野第一小学校	桃園第二小学校 谷戸小学校 桃花小学校 白桜小学校	江古田小学校 新井小学校 江原小学校 平和の森小学校 緑野小学校	啓明小学校 北原小学校 武蔵台小学校 西中野小学校 上鷺宮小学校 美鳩小学校

問合せ先：中野区教育委員会事務局 子ども特別支援課 特別支援教育係
TEL：03-3228-5557

中野区における

特別支援教育

特別支援教育の推進

平成19年4月、従来の障害教育は特別支援教育へ転換しました。

これにより障害教育の対象であった視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、病虚弱、言語障害、情緒障害に加えて、知的遅れのない発達障害（学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症、アスペルガー症候群等）も新たに対象に含まれることになり、すべての学校において特別支援教育が実施されることになりました。

特別支援教育とは、障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、子どもたち一人ひとりの教育ニーズを把握し、その子どもの能力や可能性を最大限に伸長するために、適切な指導や必要な支援を行っていくものです。

目指すものは…

一人ひとりの教育ニーズに応じた指導

一人ひとりの教育ニーズを把握し、ニーズに応じた指導内容を充実させていきます。

一貫した支援の継続

障害のある子どもを生涯にわたって支援するために、本人・保護者と関係機関の連携による個別の教育支援計画を作成・実施していきます。

交流及び共同学習の促進

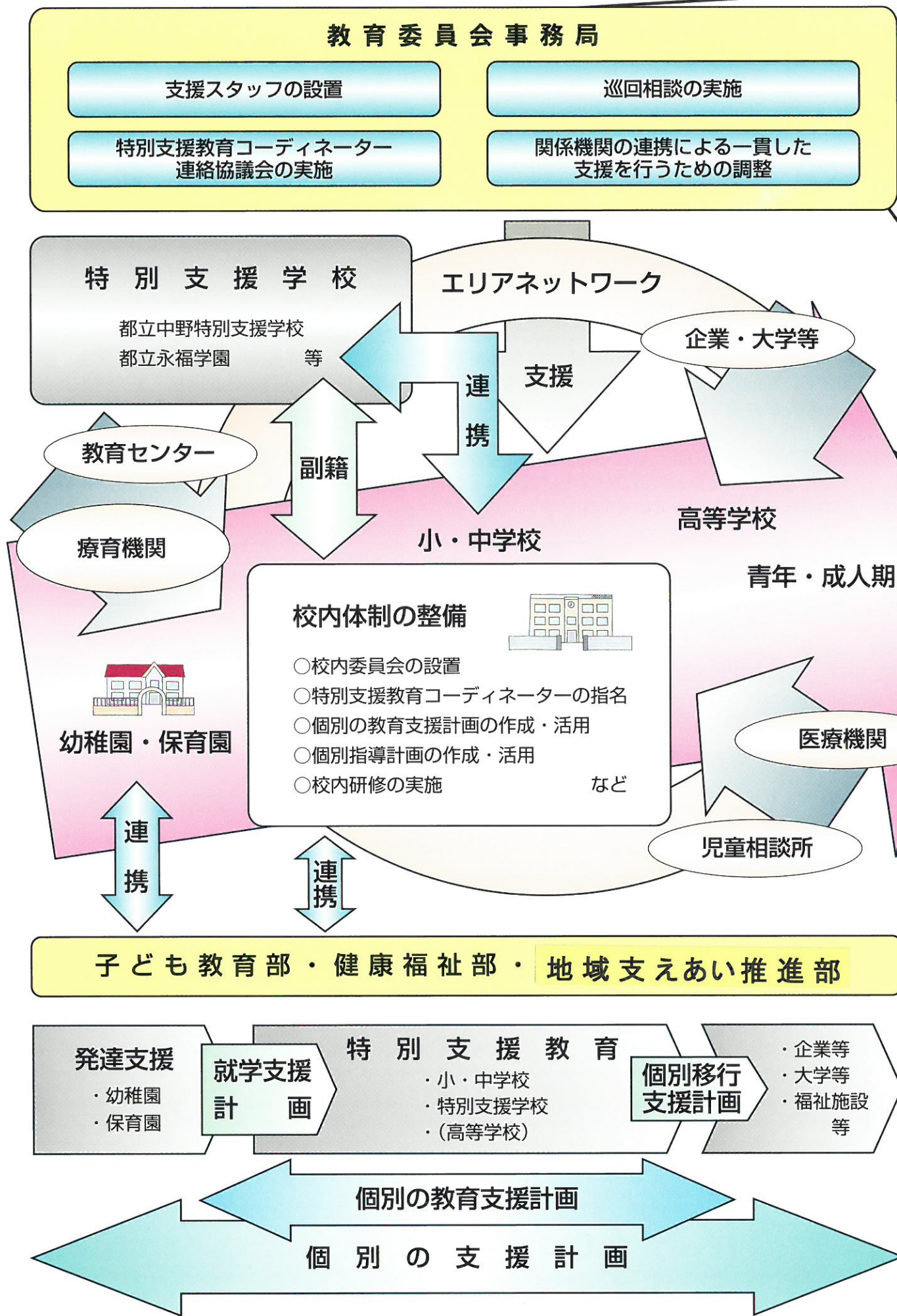
障害のある子どもと障害のない子どもの相互理解促進や共生社会の実現に向けて、「交流及び共同学習」を推進します。

副籍制度による地域とのつながり

都立特別支援学校に在籍する子どもが、居住する地域の区立小・中学校に副次的な籍（副籍）をもち、学校便りなどの交換（間接的な交流）や学校行事や教科等における交流及び共同学習（直接的な交流）を、子どもの実態等に応じて、計画的に実施していきます。

2019年4月
中野区教育委員会

中野区の特別支援教育と支援の仕組み



支援スタッフの設置

学校を支援する巡回相談の体制の強化を図るために「支援スタッフ」を設置し、区立幼稚園、小・中学校への支援体制を整備しています。

支援スタッフの構成員は、臨床心理士等を中心に、精神科の医師、教員等となっています。

支援スタッフの主な役割は

- ①児童・生徒を観察し、必要な支援内容・方法等について助言を行う。
- ②児童・生徒への望ましい教育的対応について、専門的意見を提示する。
- ③学校の支援体制についての助言・指導を行う。
- ④個別指導計画作成のための助言を行う。などです。

巡回相談の実施

支援スタッフのうち、主に臨床心理士が巡回相談員として、定期的に区立幼稚園、小・中学校を巡回し児童・生徒を観察した上で、必要な支援について教員へ助言等を行います。

巡回相談は、通常の学級に在籍する、発達障害があると思われる児童・生徒を主な対象として行います。

関係機関による連携支援の調整

学校、療育センター、すこやか福祉センター等の関係機関が連携の上、一貫した支援を行えるよう調整を図ります。

個別の教育支援計画の作成

「個別の教育支援計画」は、障害のある児童・生徒等一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していく考えの下、長期的な視点で学校教育期間を通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として作成するものです。様々な関係者（教育、保健・医療、福祉、労働等の関係機関の関係者、保護者など）が連携・協力し、児童・生徒の障害の状態等にかかわる情報を共有し、教育的支援の目標や内容、関係者の役割分担などについて計画します。

校内委員会の充実

学校全体で特別支援教育を推進していくため、在籍する児童・生徒の実態を把握し、特別な教育的支援を要する児童・生徒の指導方法について全校体制で取り組む組織として、全小・中学校に校内委員会を設置しています。

校内委員会は、特別支援教育コーディネーターを中心に、校長、副校長、担当教員、特別支援学級担任等、各学校の状況に応じて構成されています。

特別支援教育コーディネーターの資質向上

各学校の特別支援教育コーディネーターは、校内委員会の運営、関係機関との連絡調整や保護者から相談窓口などの役割を担い、特別支援教育を推進しています。

教育委員会は、都や特別支援学校と連携して定期的に研修を実施するなど、コーディネーターの資質の向上を図ります。

交流及び共同学習の推進

障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の相互理解を促進するために、同じ教育の場で共に学習や活動を行う「交流及び共同学習」を推進します。

副籍制度の推進

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小・中学校に副次的な籍（副籍）をもち、様々な交流を通じて地域とのつながりの維持・継続を図ります。